

市貝町地域福祉計画－平成 29 年度改訂

(平成 30 年 4 月施行)

※現行計画書P 7

第1編 地域福祉総合計画の策定にあたって

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい

2. 基本目標

- 地域福祉を進めるためには、住民が主体的に参加し、相互に連携を図ることにより、「地域の力」を高めることが必要です。
- 地域福祉の担い手は住民自身であり、同時にまた住民は地域福祉の受け手でもありません。地域福祉の中心は「人」です。
- みんなが一人のために、一人がみんなのために動き、互いに支えあうことが、「地域の力」となり、わたしたちが暮らす「人にやさしいまち いちかい」を育みます。
- 福祉は、特別なものではなく、みんなのしあわせのためにあるものです。わたしたちは、自ら進んで参加・連携し、自分が、そしてみんながしあわせに暮らすまち「いちかい」を支えます。

3. 目指す姿

本計画では、住み慣れた地域でだれもがいきいきと安心して暮らしていけるよう、地域住民、自治会、事業者、学校、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政などが手を携え、相互に協力しながら、地域全体を包摂する相談支援体制の構築をめざします。

4. 近年の国の動向と地域包括ケアの推進

地域福祉の動きは、国全体で議論してきた考え方や方策が基礎となっています。

平成27年「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（厚生労働省）、平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）、同年「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」（厚生労働省）、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（同省）、そして平成29年の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成30年4月1日施行）では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係サービス事業者等は福祉サービスを必要とする住民が抱えている地域生活課題を把握して、関係機関との連携等によりその解決を図るなど住民の役割が示されました。介護保険制度の改正は地域福祉の進展とセットです

られ、社会福祉法も改正されました。

社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）の抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれて

いる環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正社会福祉法に基づき、第106条の3の2項厚生労働大臣の指針「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」は、平成29年12月12日に公表された。

また、同日付で、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」が出され、その中で「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」が示された。ガイドラインでは、改正社会福祉法の第107条の1項1号にある、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の例示として、下記16項目が挙げられた。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

このような国の法制度改正に対して、市貝町としては、既に対象者横断の支援を展開する「総合相談支援センター」を開設しており、包括ケア（包括的支援体制）も取り組み始めている。このいっそうの推進を図る方向で進めたい。また、住民主体の相談・支援体制も、社会福祉協議会を中心に進めている。そのようなことから、国の法制度改革には、本計画は対応していると言える。

ただし、第107条の1項1号にある、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の例示の16項目の中で、「ク自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」の部分を加える改訂を行う。

計画目標 2

町民の参加による 福祉のまちづくりをすすめます

2. 町民参加の基盤整備

【事業名】

(4) 住民の福祉理解の促進 (福祉教育)

【現状と課題】

住民学習の機会として城見ヶ丘大学校や高齢者学級などの生涯学習事業や、NPO、社会福祉協議会などの活動において、地域活動講座や福祉講座などの多岐にわたる講座を開催していますが、開催講座の内容に一連の流れである「事前学習・実施・事後学習」がない単発的な講座もあるため、地域課題の解決のための実践的な内容には達していない状況でもあります。

小学校や中学校においては、福祉理解についての学習に取り組んでおり、事前学習を踏まえたのち、地域の福祉施設への訪問活動が行われています。

福祉への理解をより一層深めるためには、地域住民が福祉理解に触れ合える環境が身近にあること、当事者との交流から学ぶことが必要になってきます。

当事者団体の活動も会員不足などから活性化されない現状がありますが、地域での福祉理解を推進するための団体としての機能を強化し、住民が福祉への理解と意識を高めるための活動が必要となります。

【施策の方向】

(地域住民の取り組み)

- ①地域での生活を続けていくために解決しなければならない課題などを、自治組織の中の問題として具体化します。
- ②福祉について学ぶ機会を増やすため、自治公民館などでの出前福祉講座を活用します。
- ③生涯学習事業や福祉講座などに積極的に参加します。

(行政の取り組み)

- ①福祉に関する生涯学習講座や研修講演会を開催します。
- ②学校(子どもたちの学習環境、生活環境の整備)への支援を行います。
- ③自治公民館活動への支援をします。
- ④自殺予防対策として、自殺予防啓発活動を行います。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①当事者団体や教育機関と連携し、若い世代にむけての福祉交流の機会を作ります。
- ②出前福祉講座（福祉理解、地域福祉の推進、災害時活動）の普及・啓発及び実施をします。
- ③地域の実情に沿った、福祉教育プログラムを地域住民とともに組み立てます。
- ④当事者団体の事業内容の見直しを行い、地域福祉の向上に努める団体として機能を果たせるよう支援します。
- ⑤自殺予防対策として、住民向け「ゲートキーパー養成講座」を実施します。

※現行計画書P 4 1

計画目標 4

社会福祉協議会の機能強化をすすめます

4. 社会福祉協議会の機能強化（再編）

【事業名】

(5) 福祉教育、ボランティア活動の推進

【現状と課題】

社会福祉協議会における基本方針の重点項目に福祉教育の推進が位置付けられており、町内すべての小学校での出前福祉教育の実施し、中学生には、夏休みのサマーボランティア学習の中で福祉教育を実施しています。

福祉教育の内容については、学習内容を学校と連携して組み立て、出来る限り学習する内容の当事者の方に協力してもらい、児童が知りたいことや、当事者が理解してほしいことを、交流を通して相互に理解しあう内容で実施しています。

地域での主なボランティア活動として、調理ボランティア及び運転ボランティアによる配食サービスの実施や、傾聴ボランティアによる高齢者世帯への訪問活動を実施していますが、新規ボランティアの加入が少ない状態です。

住民に向けての養成講座を開催し、受講者をボランティア活動に結び付けるよう働きかけを行っている状況ですが、活動の場の整備が遅れているため活動まで結びつかないなどの課題もあります。

地域の様々な問題の解決に向けた福祉教育プログラムやボランティアの活動の場づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

①多くの関係者と構築する福祉教育プログラムの開発

福祉教育を推進していくために、NPO・企業・文化団体等の各分野の専門的な知識をもつ住民と、幅広い効果的なプログラムを構築し、一連の流れ「事前・活動・事後」の動きを意識した内容を共同で開発します。

②地域住民向け出前福祉講座の実施

地域の福祉課題と結び付けて福祉教育を実施するためにも、学校のみならず、自治活動や小地域活動の中において、出前福祉講座を活用してもらうための広報、啓発活動を行い、また福祉教育の場で、福祉や地域のことを教えてくれる人、自分自身のボランティア経験や介護経験を伝えてくれる人、あるいはサービスを利用している自分の生活のことを話してくれるような、いわゆる福祉教育サポーターの確保に努めます。

③ボランティア活動の機会創出

ボランティアセンターの広報機能の強化を図り、住民同士の相互支援を目的とした気軽に始めることができるボランティア活動の普及と促進を行い、地域及び広域のボランティア活動費助成金情報を発信すると同時に、活動費補助金情報についても制度の説明に努めます。

④自殺予防対策として、住民向け「ゲートキーパー養成講座」を実施し、養成した住民の方々に小地域での住民主体の相談・支援活動にあたっていただく方向ですすめます。